高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第154号

高齢者の消費者被害の相談が多く寄せられています!

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。日中、自宅にいる高齢者が多いため、電話勧誘販売や家庭訪販による被害に遭いやすいのも特徴です。

トラブルに遭わないためには、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの情報を集めることも有効です。

【県内事例①】

化粧クリームのチラシ広告に、「通常価格 2,800 円が特別価格 900 円」と載っていたので、お試しと思って電話したところ、「何か月か続けると効果がある」としつこく勧誘を受け、定期購入を承諾してしまった。初回の商品が届いて、代金として 7,700 円を振り込むようにと書かれていたので、驚いて解約の電話をしたところ逆に説得された。商品は使わず手元に置いていたら、2回目の商品が届いた。こんな高い料金は支払えないが、今後どうすればよいか。

(60代 女性)

【県内事例②】

高齢で独居の母が、家にお試しで購入した健康食品が届いた後、業者から電話でお得な商品があると勧められ購入したようだ。その後、再度業者から電話があり、割安な商品を勧められ購入することにしたが、代引きで届いた商品は6箱で7万円以上もしたため、業者に電話し「こんな高額な商品は買えない」と伝えたところ、「割引後の商品なので返品できない」と断られた。高齢者に、よく説明せず商品を送り付けたことに納得がいかない。せめて、未開封の商品は返品し、返金してほしいがどうしたらよいか。

(契約当事者:80代 女性)

アドバイス

- 高齢になるほど、電話勧誘販売や訪問販売に関する相談が増加しています。中には、本人の努力だけでは防ぎようがない巧妙な手口による勧誘を受けることがあります。
- 自分だけで判断せず、すぐに周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。
- 周囲の方は、高齢者の生活や言動、態度等の変化に気づいたら本人に声をかけましょう。トラブルや被害に遭っているとわかったらすぐに消費生活センター等に相談してください。消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。

